

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2021





本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

## ▶ 前書き

4月を迎え、人事異動の季節となりました。

新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の影響によって、2020年度における異動が見送られたケースも多く、2021年度に新たに台湾に赴任される日本人の方は例年よりはるかに多い印象となっております。

さて、今回は、新たに台湾に赴任された日系企業のマネジメントの方向けに、台湾の制度の基礎として、会計と税務の法人編についてご紹介いたします。これから台湾現地法人の決算、税務申告について責任を負う立場になられる方や、管理を任せられる方も多いと存じます。台湾でマネジメントを行うための基本的な制度を把握するため、また、既に台湾に赴任されている方につきましても、台湾の制度についての復習の材料としてご参照頂けますと幸いです。

## ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾の会計制度の概要と決算書の使途について
- ▶ 日本への決算の報告において留意すべき点
- ▶ 決算スケジュールの概要
- ▶ 決算に関連する2種類の監査制度
- ▶ 法人税の概要と、利益に課税されるもう一つの税金について
- ▶ 取引にかかる主な税金である営業税・源泉税
- ▶ 統一発票と営業税の申告の仕組み
- ▶ 源泉徴収とは何か

# 台灣制度基礎(法人編)

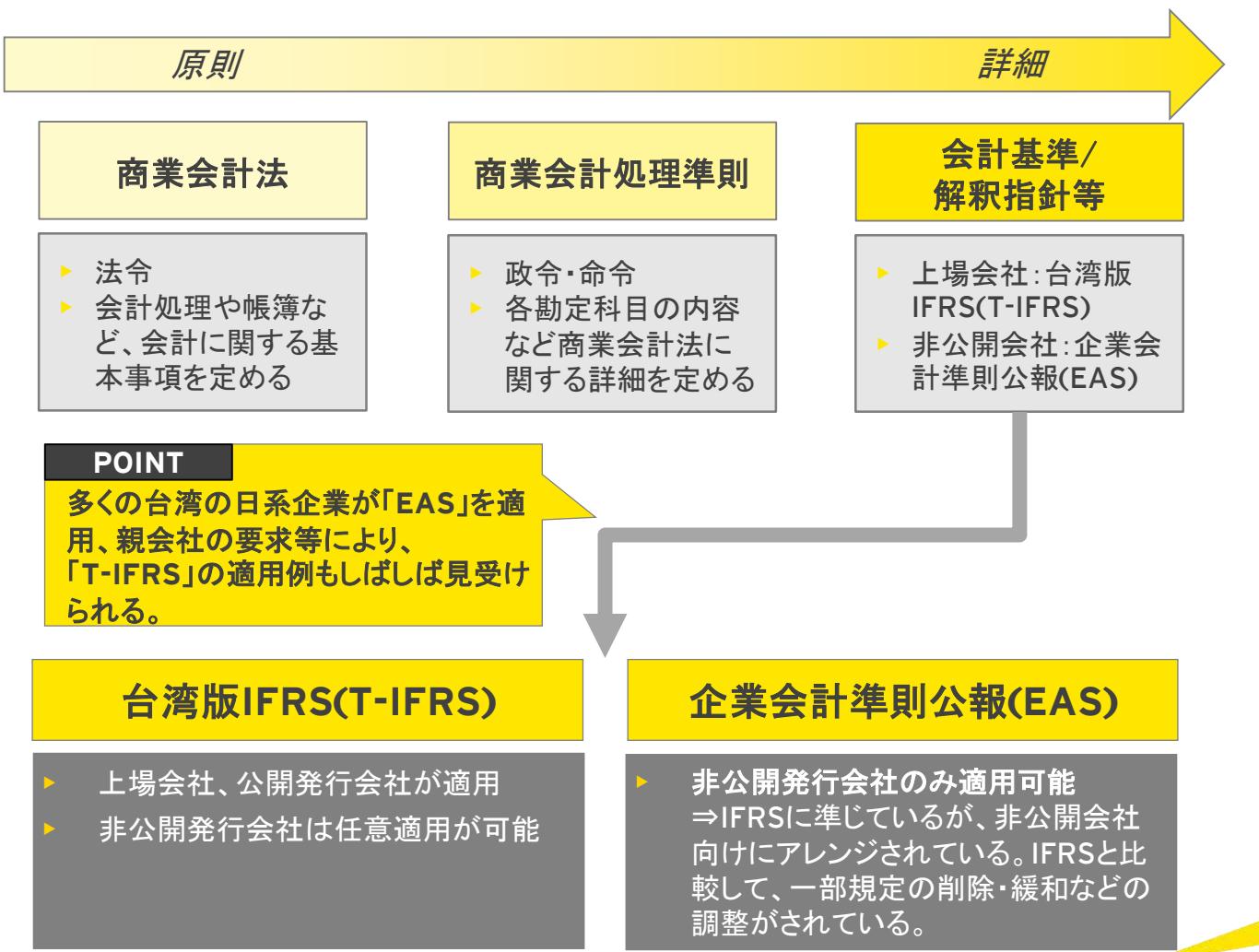
## 台湾の会計制度の概要

台湾で事業活動を行う企業は、毎期決算を行って、決算書を作成し、税務申告を行う必要があります。

台湾の会計制度は、基本的に国際財務報告基準(IFRS)に準拠しており、台湾の上場会社に適用されるIFRS(T-IFRSまたは台湾版IFRS)は、ほぼPure IFRSと差異はないものとされています。他方で、台湾における多くの日系企業を含む非公開発行会社については台湾企業会計準則公報(EAS:Enterprise Accounting Standard)を適用することが一般的です。このEASの特徴は、IFRS(中小企業向けのIFRSであるIFRS SMEs 2013)に準じて作成されているものの、非公開発行会社向けにアレンジされており、具体的には、非公開発行会社に対して、実務上対応が困難なものや資料収集に多大なコスト・労力がかかるものに関する緩和や免除、会計方針の選択肢を増やし、一部規定についても削除・緩和等の調整がなされています。

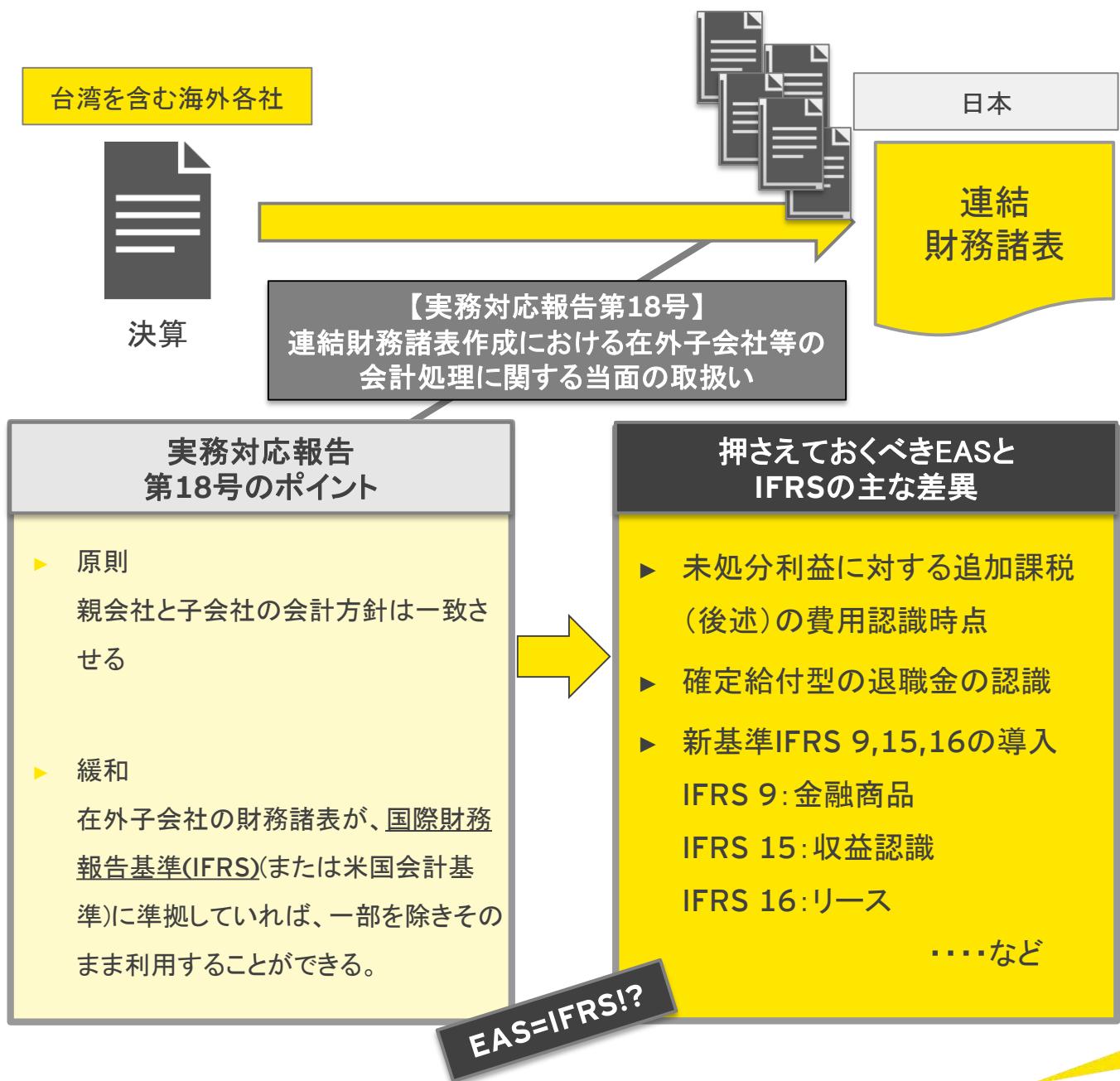
作成される決算書の種類は、日本でも見慣れたものが大半であり、財政状態計算書(中文(以下同じ)「資産負債表」)、包括利益計算書(総合損益表)、持分変動計算書(權益變動表)、キャッシュフロー計算書(現金流量表)、注記事項(附註)により財務諸表が編成され、これに監査報告書(会計師査核報告)が添付されます。

台湾の会社が作成する決算書については、その用途として、自社の会計数値の把握・管理、または、株主総会における利益処分(準備金の積立や配当の実施など)に利用されます。



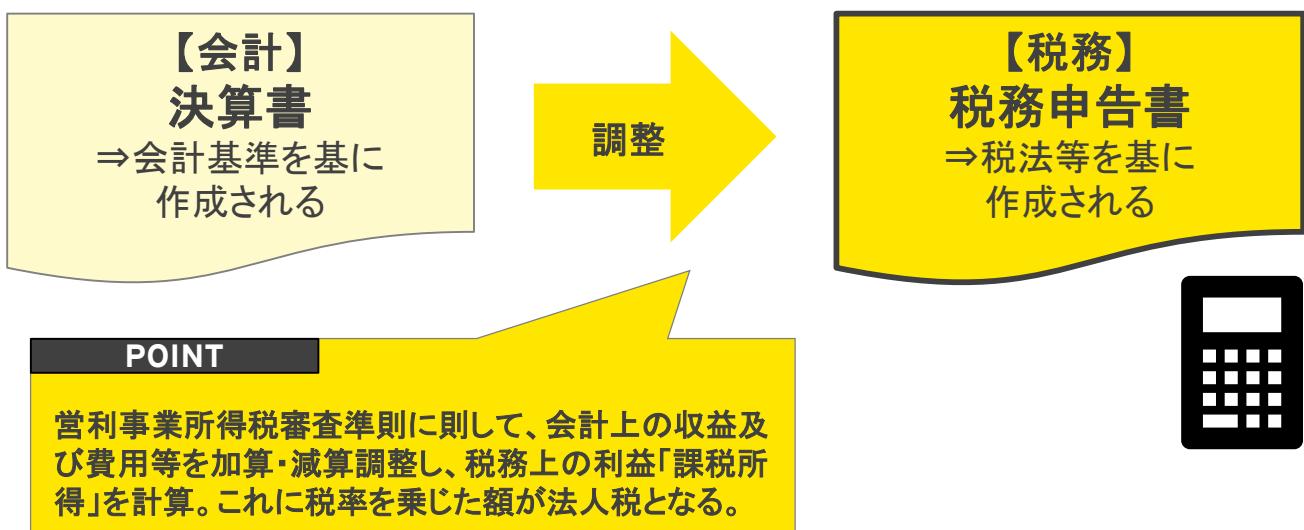
## 親会社への報告及び親会社で作成される連結財務諸表の基礎

台湾子会社で作成された決算情報は、最終的に親会社にも報告され、連結財務諸表の数値を構成します。この際、台湾子会社として認識しておくべき点としては、日本の連結財務諸表作成のルールとなります。日本の会計基準上、連結財務諸表の作成にあたり、子会社の会計方針は、親会社と一致させることが原則であるとされています。但し、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」において、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)、または米国会計基準に準拠していれば、一部を除きそのまま連結することができるものとされています。上述の通り、台湾の会計基準はIFRSに準拠しており、非公開発行会社が適用するEASについても同様です。但し、EASについては、主に以下の点で、Pure IFRSとは差異がありますため、その内容の重要性に応じて、台湾で作成した決算書を、IFRSの処理に修正した上で親会社へ報告する必要があります。



## 法人税申告の概要

台湾の会計基準に基づいて作成された決算書は、その年度の法人税の申告書にも利用されます。法人税の申告にあたっては、会計のルールで作成された決算の数値をベースに、法人税(台湾では「営利事業所得税」と呼ばれます。)のルールに則して調整を行った上で申告書が作成されます。法人税の申告書作成のルールには、主に所得税法、営利事業所得税審査準則(営利事業所得税査核準則)があります。



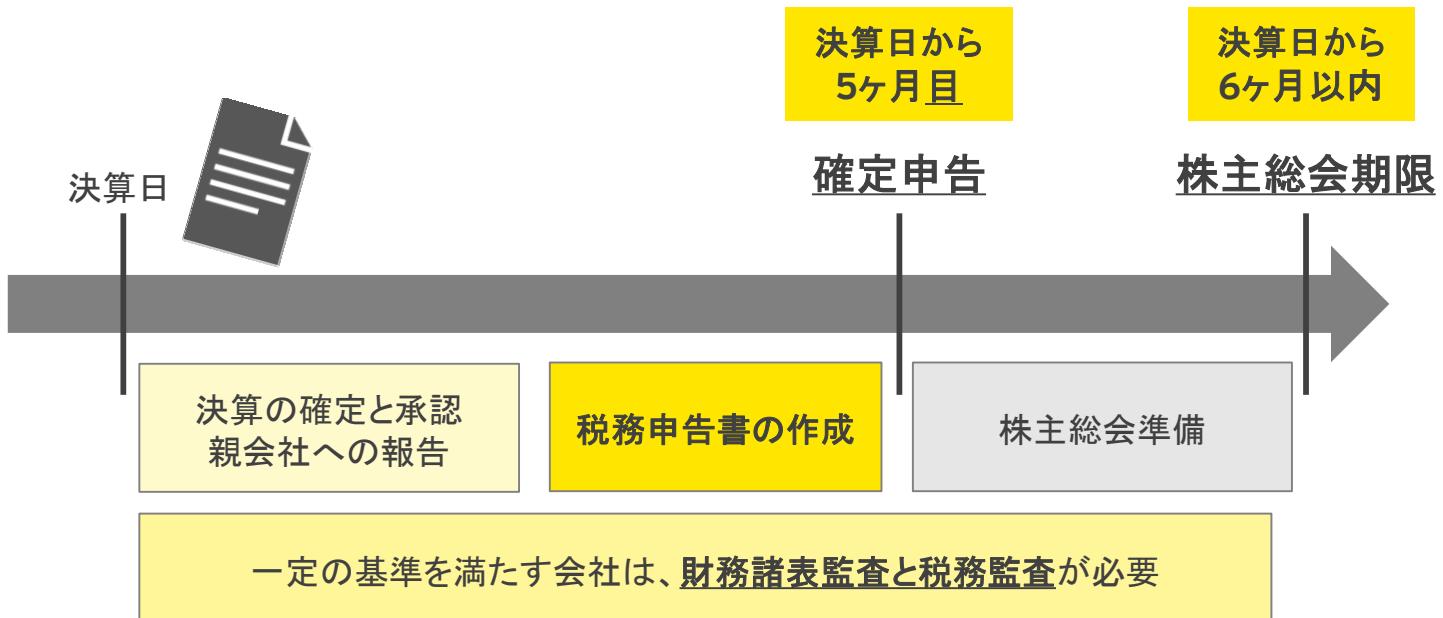
### ▶ 具体例

今期、売上高20,000、売上原価10,000、その他経費5,000が発生。  
この経費のうち、2,000が税務上の費用(損金)とは認められないものである。

	項目	金額(元)	
【会計】決算書	売上高	20,000	
	売上原価	-10,000	
	経費	-5,000	税務上認められない経費を調整する。 国税の調査ポイントともなりうる。
	税引前利益(決算書上の利益)	5,000	
【調整】税務上認められない経費等	+2,000		
課税所得(税金計算上の利益)	7,000		
法人税額(20%)	1,400		

## 決算スケジュールと監査

作成された決算書は、親会社への報告、税務申告、そして、株主総会における利益処分に利用されます。それぞれのスケジュール・期限は以下の通りです。



### POINT：税務申告期限を超えないよう注意

- ▶ 申告期限を越えた場合、申告漏れ、申告 자체を行わなかった場合等、罰則の規定がある
- ▶ 例えば、申告漏れの場合は申告漏れ税額の2倍以下の罰金を伴う

## 2つの監査制度について

作成された財務決算書については、資本金が新台幣(以下同様)3千万元以上、収益の純額1亿元以上、労働保険に加入する従業員が100名以上といった要件を充たす会社は、会計士による監査を受ける必要があります。

また、法人税の申告書についても、年間の売上収益と営業外収益の合計が1億以上の場合は、法定で監査が義務付けられています。法人税申告書の監査(以下、税務監査。)については、交際費の損金算入枠の拡大、欠損金(税務上の最終的な損失)を将来10年に渡って繰り越せる、税務当局の調査窓口は監査を実施した会計士が担当する等のメリットがあるため、上記の法定監査の要件を充たしていないても税務監査を受けているケースが多く見受けられます。

### POINT：税務監査の効果

- ▶ 業務上直接支払った交際接待費につき白色申告よりも多くの損金算入が可能
- ▶ 当年度の純益額から過年度の欠損金を控除可能(10年間)
- ▶ 税務調査時に税務監査を受託した会計士が国税局の質問対応などの窓口となる

## 台湾の法人税について

台湾の法人税率は20%です。日本の住民税や事業税といった制度はありませんが、特殊な税金として未処分利益に対する追加課税の制度があります。これは、獲得した利益について、株主総会で配当をせず残りの留保される利益に対して5%の課税がされる制度です。台湾法人の利益課税については、この未処分利益に対する課税がある点も留意が必要です。

### POINT: 利益に課税される2つの税金

#### ①通常の法人税

課税所得金額



基本税率  
**20%**



法人所得税



日本で言う事業税や住民税といった利益課税の地方税はない

※税率は基本的に20%であるが、課税所得が200,000元未満の場合は以下となる。

- ▶ 税額所得 $\leq$ 120,000の場合:免税
- ▶  $120,000 < \text{課税所得} \leq 200,000$ の場合:税額=(課税所得-120,000元)×1/2

#### ②未処分利益に対する追加課税

各年度に計上した税引後純利益を、株主総会で配当等をせずに翌年度に繰り越した場合、その未処分利益に追加で5%の税金が課税される制度

- ▶ 申告は利益発生年度の翌々年度の申告と共に実施する

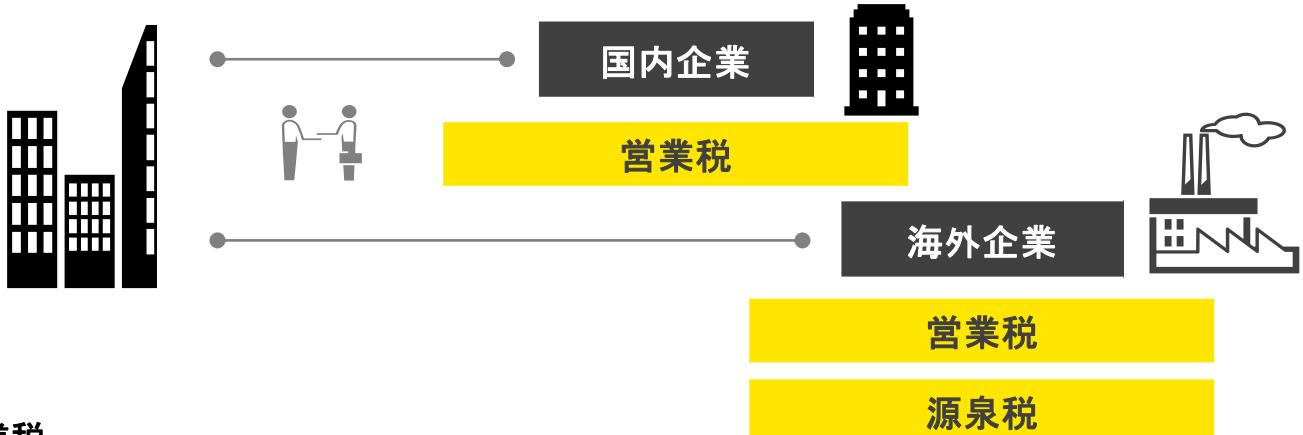
例(12月決算制度の場合)

2020年度の利益が、2021年に開催された株主総会において留保の決議がなされた。その結果、その翌年2022年5月の2021年度の法人税の申告と共に申告納税する。

- ▶ 課税されるのは利益が計上された年度に対して一度のみで、翌年度以降も同様に繰り越し利益として留保を継続しても、再度課税されることはない。
- ▶ 会社のみに適用される税制であり、そもそも配当金制度の概念がない支店は適用外。

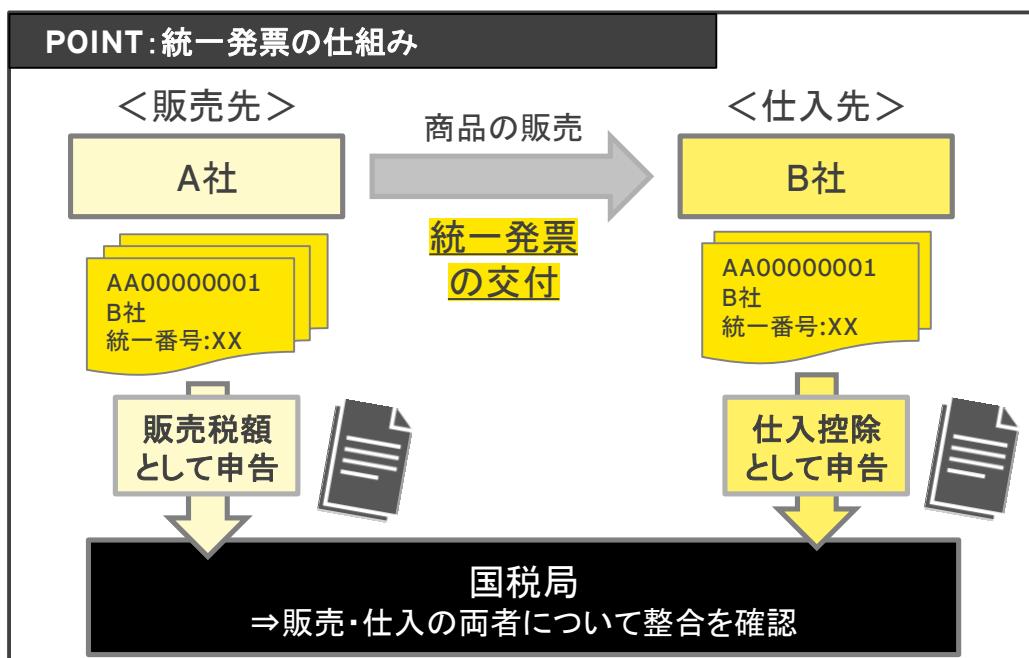
## 取引にかかる主な税金(営業税と源泉税)

事業運営にあたって発生する税金の主なものには、前述の法人税のほか、主に国内取引と輸入時に生じる営業税、国外の事業者が台湾で業務を行って発生する所得に対する源泉税が挙げられます。



### 営業税

台湾における営業税は、簡単に言えば日本の消費税に該当するものです。つまり、台湾国内における貨物販売、役務提供、貨物の輸入に対して発生し、貨物販売または役務提供を行う営業人、並びに、輸入貨物の受取人または所持人が課税義務者となり営業税を納めることになります。間接納税方式が採用されており、営利事業者は、自身の課税対象販売額と控除可能仕入額の差額を納税することになります。この際、日本と大きく違うのは、インボイス方式が採用されており、取引にあたって統一発票が用いられる点であり、この統一発票は、営業税の申告納税のほか、法人税の申告等においても重要なエビデンスとなります。



統一発票には販売者と購買者の両者の会社番号(統一編號)も明記されます。これによって、購買者は、営業税込の代金を支払うとともに、自身は営業税の控除として申告を行うことができますので、取引相手の販売者が申告していなかった場合、税務当局は容易にこれを捕捉する事が可能です。最近では、当該統一発票の電子化が推進されており、統一発票の発行により、税務当局はデータを集積することが可能となっています。

## 源泉税・源泉徴収とは

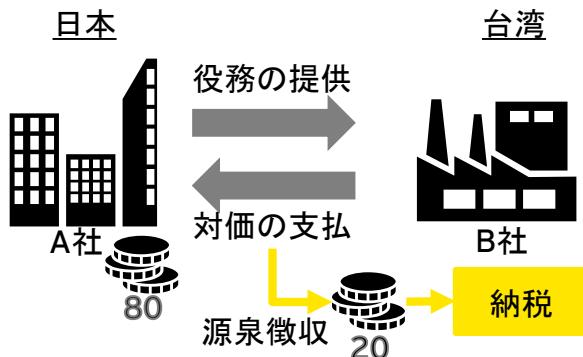
源泉徴収とは、給与や報酬、または国外の事業者が台湾へ役務を提供した場合に役務の受領者が、その対価としての給与や報酬、費用等を支払う際に、その金額から税金を差し引いて支払いを行い、納税を行う制度です。

国外の事業者に対しても税金を納めさせる効果があり、また、給与など台湾国内の個人等の支払いの場合は税金を事前に納税させる効果もあります。そのため、支払者に源泉徴収義務を課すことにより、漏れなく納税させる仕組みといえます。

日系企業を含む外資企業と台湾の会社との間で役務提供取引等がある場合、これを台湾国内の源泉所得として、一般的には送金時に源泉徴収されるため、外資企業側の受取額が減るという問題があります。

### 例

日本の親会社A社が、台湾の子会社B社に対して、技術者の派遣を行い技術支援サービスを提供。契約額は100。



### この取引が台湾源泉所得となる場合:

- ▶ B社は台湾における源泉徴収義務者となる
- ▶ A社への支払時に請求額の20%を差引いて残額をA社に支払う
- ▶ 差引いた分は支払日から10日以内に台湾国税局に納付する
- ▶ 源泉徴収義務を怠ると罰則が生じる

### POINT

これに対して、各種優遇税制や、日台租税協定の適用、外国税額控除といった方法によって全体で税金を減らすことができる可能性があります。こちらについてはJBS NEWS 2021年1月号、または2020年6月号をご参照下さい。

## 終わりに

今回は、台湾の制度の基礎として、会計と税務(法人編)の概要をお伝えしました。

台湾の会計基準は、IFRSをベースとしていますが、日本の親会社に対する決算の報告時に対応すべき事項については留意する必要があります。

企業税務としては、主に法人税、営業税、源泉税といったものがあります。法人税については、基本的に税率は20%となっていますが、未処分利益の追加課税制度という利益課税があります。

また、営業税では、税務上のエビデンスともなる統一発票を介したインボイス制度を採用し、源泉税では源泉徴収側(台湾企業)に納付の義務を課すことで、台湾税務当局としてはそれぞれ税金の納付漏れを防ぐ手段ともしている点についてお伝えしました。

EY台湾では、これまでも関連する税制についての応用的な内容も発信しています。次ページにバックナンバーを掲載していますので、ご要望の方はお申し付け下さい。

翌月のJBSニュースは、新たに赴任される方向けの台湾の制度の基礎として「移転価格編」及び「個人編」をご紹介する予定です。

# JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和対策の概要
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウィルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント
2020年3月	新型ウイルスリスク回避-株主総会の開催方法整理 新型ウイルス関連特別条例、会社法22条-1、237条

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの  
関連サービス専門担当までご  
連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 企業稅務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

### 監查サービス

涂嘉玲 審計服務部營運長  
02 2757 8888 88810  
[Lin.Tu@tw.ey.com](mailto:Lin.Tu@tw.ey.com)

張志銘 執業會計師  
02 2757 8888 88882  
[Steven.Chang@tw.ey.com](mailto:Steven.Chang@tw.ey.com)

### JBS

山崎隆浩 副總經理  
02 2757 8888 # 88880  
[Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com](mailto:Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com)

橋本純也 協理  
02 2757 8888 # 66458  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

堀井政東 協理  
02 2757 8888 # 66525  
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto>Masato.Horii@tw.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions(より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)をご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005804  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@  
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

